日常生活自立支援事業って何？

認知症高齢者や知的・精神障害者の方々のために安心して暮らせるお手伝いをします。

どんな人が利用できるの？

日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方

◆認知症の診断を受けていない方、障害者手帳を持っていない方も利用できる場合があります。

◆病院や福祉施設に入っている方も利用することができます。

どんな援助をしてくれるの？

★福祉サービスの利用援助

○福祉サービスの利用に関する相談・情報提供
○福祉サービスの利用料の支払い手続き
○福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き

★日常的金銭管理サービス

○年金や福祉手当の受領に必要な手続き
○病院への医療費の支払い手続き
○税金や社会保険料、電気、ガス等の公共料金の支払い手続き
○生活費に必要な預貯金の出し入れ、また預金の解約の手続き

★書類等の預かりサービス

○銀行の貸金庫で通帳や印鑑、証書など大切な書類の保管

〈預かることのできるもの〉
年金証書、預貯金通帳、銀行届出印、実印、証書（保険証書・不動産権利証書・契約書等）など

〈預かることのできないもの〉
宝石、骨董品、貴金属など

※ 預かりサービスのみの利用はできません

利用料はいくらかかるの？

援　助　内　容	利　用　料
●福祉サービスの利用援助 ●日常的金銭管理サービス	1 回　1,200 円　生活保護受給者は無料
●書類等の預かりサービス	月額　250 円（年間 3,000 円）

ご相談・問合せ　本部 TEL８５－７０２４　※ プライバシーに配慮し秘密は厳守します

家庭体験ボランティアさん募集!!

一宮市社会福祉協議会では、児童養護施設の入所児童が心身ともに穏やかに成長するための一環として、児童に一般家庭での生活体験をしてもらおうと「家庭体験ボランティア事業」を実施しています。

この事業は、１週間程度施設の児童を預かっていただき、児童に家庭の温かさを体験してもらうものです。

実施期間は、５月のゴールデンウィーク、お盆、年末年始の年３回です。

ボランティアさんとしてご協力いただける方は尾西支部（TEL６３－４８００）まで